毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

条　例　　ページ

○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（五八・人事課）……4
○秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例（五九・県民文化政策課）……6
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（六〇・環境整備課）……10
○と畜場法施行条例の一部を改正する条例（六一・生活衛生課）……11
○秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（六二・農地整備課）……11
○秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例（六三・建設管理課）……12
○秋田県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（六四・都市計画課）……12
○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（六五・道路環境課）……13
○秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（六六・河川課）……13
○秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例（六七・生涯学習課）……14
○秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（六八・企業局総務課）……14

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第五八号）

1　長期勤続者に対する退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和二八年秋田県条例第八〇号）本則の規定により計算した額に乗じる調整率を一〇〇分の一一〇から一〇〇分の一〇四（平成一六年一月一日から同年一二月三一日までの間は、一〇〇分の一〇七）に引き下げることとした。（附則第三〇項及び第三一項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四八年秋田県条例第九号）附則第五項～第七項関係）

2　この条例の公布の日から平成一七年三月三一日までの間に限り、定年前早期退職者に対する退職手当の計算の基礎となる給料月額を、退職の日における給料月額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額及び当該給料月額に定年と退職年齢との差一年につき一〇〇分の二を乗じて得た額の合計額とする特例措置を講ずることとした。（附則第三五項及び第三六項関係）

3　その他

(一)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二)　この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

(三)　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇

◇秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五九号）

1　知事は、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認める書籍、映画、演劇等について推奨することができることとした。（第五条の二関係）

2　学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲二〇〇メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、知事は、当該地区に係る計画を定め、又は変更したときは、これを公表することとした。（第五条の三関係）

3　図書類の定義に新たな情報媒体であるビデオディスク、シー・ディー・ロムを例示として追加するとともに、がん具類を特定がん具類とし明確化を図ることとした。（第六条関係）

4　図書類の販売又は貸付けを業とする者は青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を自動販売機又は自動貸出機に、特定がん具類の販売を業とする者は青

少年の健全な育成を阻害するおそれのある特定がん具類を自動販売機に収納しないように努めなければならないこととした。（第八条関係）

5　青少年の性的感情を著しく刺激する図書類又は特定がん具類について、一定の要件に該当するものを包括的に有害図書類又は有害特定がん具類と指定したものとみなすこととした。（第九条第二項及び第一二条関係）

6　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を区分陳列し、かつ、青少年が当該有害図書類の購入、閲覧等をすることができない旨の表示をしなければならないこととするとともに、知事は、違反していると認められる者に対し、必要な措置命令をすることができることとした。（第九条第四項～第六項関係）

7　有害図書類は自動販売機及び自動貸出機に、有害特定がん具類は自動販売機に収納してはならないこととするとともに、図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、一定の期日までに必要な事項を知事に届け出なければならないこととした。（第一三条関係）

8　自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定がん具類の販売を業とする者は、当該自動販売機ごとに一定の要件を備えた管理者を置かなければならないこととした。（第一三条の二関係）

9　質屋及び古物商は、保護者の委託又は承諾がある場合その他正当な理由があると認められる場合以外は、青少年から質受け及び古物の買受け等をしてはならないこととした。（第一三条の三関係）

10　1の優良図書等の推奨は、告示により行うこととした。（第一九条関係）

11　秋田県青少年環境浄化審議会が調査審議する事項に、1の優良図書等の推奨を追加することとした。（第二〇条関係）

12　6の措置命令に従わなかった者、7の届出義務に違反した者及び9の質受け等の制限に違反した者は、一〇万円以下の罰金に処することとした。（第二七条関係）

13　その他

(一)　この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

(二)　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第六〇号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成一五年法律第九三号）の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(一)　秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第一九号）

(二)　秋田県産業廃棄物税条例（平成一四年秋田県条例第七三号）

(三)　秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成一四年秋田県条例第七五号）

◇

◇と畜場法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六一号）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成一五年法律第五五号）によると、畜場法（昭和二八年法律第一一四号）の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

◇

◇秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六二号）

1　国営馬場目川下流土地改良事業に係る負担金を同事業の受益者から次のとおり徴収することとした。

(一)　負担金の総額は、当該年度における事業に要した経費の総額に一〇〇分の三・六七を乗じて得た額とすることとした。（第三条関係）

(二)　負担金の支払方法は元利均等年賦支払とし、支払期間は一七年（据置期間を含む。）とし、利率は年五パーセントとすることとした。（第四条関係）

2　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇

◇秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六三号）

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成一五年政令第一三九号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

◇

◇秋田県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第六四号）

所得税法等の一部を改正する法律（平成一五年法律第八号）による租税特別措置法（昭和三二年法律第二六号）の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(一)　秋田県の事務処理の特例に関する条例（平成一一年秋田県条例第七一号）

(二)　秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第九八号）

(三)　秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第一〇七号）

◇

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六五号）

1　道路の占用料の減免の対象となる鉄道施設を建設する法人を、日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に改めることとした。

2　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇**秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第六六号）

1　流水占用料等の免除の対象となる法人を、水資源開発公団から独立行政法人水資源機構に改めることとした。

2　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇**秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第六七号）

1　秋田市における住居表示の実施に伴い、秋田県青少年交流センターの位置を秋田市寺内神屋敷三番一号に改めることとした。

2　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇**秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第六八号）

1　公営企業のうち観光施設事業を廃止することとした。

2　その他

(一)　この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。ただし、(二)は、平成一五年一二月一日から施行することとした。

(二)　秋田県観光施設事業使用料徴収条例（昭和四二年秋田県条例第一八号）は、廃止することとし、当該廃止に伴う経過措置を規定することとした。

条　例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第五十八号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「第十五条に規定する」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の」を加える。

附則第三十項中「、第六条の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第三十一項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第三十三項中「平成十年十月二十一日に」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の」を加え、「「事業団」を「「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）」を「同法」に改め、「、引き続いて」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の」を加え、「「公団」を「「旧公団」に、「公団の」を「旧公団の」に、「日本国有鉄道の」を「旧日本国有鉄道の」に、「、事業団」を「、旧事業団」に、「事業団又は公団」を「旧事業団又は旧公団」に改める。

附則に次の二項を加える。

35　職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号）の公布の日から平成十七年三月三十一日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十五年を減じた年齢以上であるものに対する第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「「給料月額」という。）」とあるのは「「給料月額」という。）に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が二十年を超える場合は、二十年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」と、第四条第一項及び第

五条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が二十年を超える場合は、二十年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。

36　前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第六条並びに」を削り、「新条例第三条から第五条の二まで及び昭和三十七年改正条例附則第四項」を「これら」に、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第七項中「こえる」を「超える」に、「、第五条の二及び第六条」を「及び第五条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中職員の退職手当に関する条例附則第二十八項及び第三十三項の改正規定並びに同条例附則に二項を加える改正規定　公布の日

二　附則第四項の規定　平成十七年一月一日

（経過措置）

2　平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第三十項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

3　平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第五条の二まで及び」とあるのは「第五条の二まで及び第六条並びに」と、「これらの」とあるのは「新条例第三条から第五条の二まで及び昭和三十七年改正条例附則第四項の」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第五条の二」とあるのは「、第五条の二及び第六条」とする。

4　当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第

三十項の規定の例により計算して得られる額とする。

（人事委員会規則への委任）

5　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第五十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条―第五条の三」に改める。

第二章中第五条の次に次の二条を加える。

（優良図書等の推奨）

第五条の二　知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

（青少年健全育成重点地区）

第五条の三　次の各号に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

二　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設

四　前三号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2　知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3　知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第六条第三号中「映画フイルム、スライドフイルム」を「映画フィルム、スライドフィルム」に改め、「録音盤」の下に「、ビデオディスク、シー・ディー・ロム」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　特定がん具類　性的感情を刺激するがん具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）、がん具その他の物品をいう。

第七条第四項中「がん具類」を「特定がん具類」に改める。

第八条の見出しを「（自動販売機等への図書類等の収納の自主規制）」に改め、同条中「自動販売機による」を「自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による」に改め、「の販売」の下に「又は貸付け」を加え、「を自動販売機」を「を自動販売機等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　自動販売機による特定がん具類の販売を業とする者は、特定がん具類の形状、構造又は機能が前条第一項第一号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定がん具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「指定された図書類」の下に「及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下これらを「有害図書類」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

一　書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、二十以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの

二　録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

第九条に次の三項を加える。

4　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。

5　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の表示をしなければならない。

6　知事は、前二項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

第十二条の見出し中「有害がん具類」を「有害特定がん具類」に改め、同条第一項中「がん具類」を「特定がん具類」に改め、同条第二項中「がん具

類の」を「特定がん具類の」に、「前項」を「第一項」に、「がん具類を」を「特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下これらを「有害特定がん具類」という。）を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する特定がん具類は、前項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

一　下着の形状をしたがん具

二　使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他のものに収納されている物品

三　専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

第十三条の見出しを「（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定がん具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定がん具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

第十三条第二項中「自動販売機による図書類の販売を業とする者は、自動販売機」を「自動販売機等取扱業者は、自動販売機等」に改め、「収納されている図書類」の下に「又は特定がん具類（以下「図書類等」という。）」を、「第九条第一項」の下に「又は前条第一項」を加え、「図書類を」を「図書類等を」に改め、同条第三項中「第九条第一項の規定により、指定された図書類が自動販売機」を「有害図書類等が自動販売機等」に、「当該自動販売機による図書類の販売を業とする者に対し当該図書類」を「自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等」に改め、同条第四項中「図書類」を「図書類等」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、「者は」の下に「、設置しようとする日の十日前までに」を、「場所」の下に「、次条第一項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名」を加え、同条第五項中「又は」を「は変更しようとする日の十日前までに、」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、「ときは」の下に「廃止した日から起算して十日以内に」を加え、同条第六項中「自動販売機による図書類の販売を業とする者」を「自動販売機等取扱業者」に、「自動販売機の」を「自動販売機等の」に改め、同条第七項中「自動販売機」を「自動販売機等」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条の二　自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2　自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一　有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

二　当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

三　未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。